

平成 27 年度第 1 回国立研究開発法人森林総合研究所契約監視委員会概要

1. 開催日時	平成 27 年 12 月 22 日（火）13:30～16:30
2. 場所	森林総合研究所特別会議室
3. 出席者	・ 鶴巻委員長、風間委員、鈴木委員、平川監事（オブザーバー） ・ 本所、林木育種センター、森林保険センター、森林整備センター契約担当者等
4. 審議等の概要 （1）前回の委員会審議結果に対する対応 平成 26 年度契約監視委員会における審議結果の改善状況について、特にアンケート結果を踏まえた改善に関して審議が行われた。改善状況については適当であるとされた。 （2）平成 26 年度における契約状況 事務局から見直し計画について、計画どおり目標を達成したことを報告し、適当であるとされた。 （3）平成 26 年度第 3 四半期～平成 27 年度第 2 四半期における契約状況（随意契約及び一者応札・応募）の説明 （4）（3）契約の中から委員が抽出した案件の説明 委員が抽出した 22 件について、支所における自動車リース契約の一者入札の理由、機械のリース契約と購入契約の理由、参考見積取得と一者応札との関係、内容が特殊な仕様と一者応札・随意契約の関係、建築土木工事の工期、研究所全体の契約に占める一者応札の割合、運送契約における一者応札の理由について、審議が行われた。 このうち、自動車リース契約の案件について、全国的な周知公告を検討するよう意見があった。 （5）平成 27 年度第 1・第 2 四半期において複数年連続一者応札・応募となった契約 4 件の事案について審議が行われ、委員から特段の指摘はなかったものの、引き続き対応可能な方法は全て検討し実施願うとの意見があった。 （6）平成 27 年度調達等合理化計画 事務局から、今年度の計画の実行状況等について説明した。 （7）今後の契約監視委員会の開催等について 事務局から、「独立行政法人における調達合理化の取組の推進について（27.5.25 総務大臣決定）」を踏まえた今後の契約監視委員会の開催等について、事務局案を説明した。 （8）その他 競争性のない新たな随意契約について 3 件の事案について審議が行われ、全て適当であるとされた。	
5. 審議結果の取りまとめ （1）入札における十分な競争性を確保するため、応札しなかった業者へのアンケート調査を継続し、その結果を十分に踏まえた入札方法の改善になお一層努力されたい。 例えば、自動車リース契約において入札の広告場所を増やすなど、アンケート結果に沿った対応を行い、アンケートが形骸化しないよう今後の入札に活かして頂きたい。 （2）総務省によるヒアリング結果を踏まえ、随意契約すべきと判断される場合には、遺漏のないよう随意契約とする取り組みをされたい。また、その準備のため規程等の整備を進められたい。	